

# 検討会資料の見方－1

① 基本目標3 安全で快適な暮らしのあるまちづくり

**② 3-1 計画的なまちづくりの展開**

**③** 計画2020における  
施策体系案（基本施策－単位施策）

(1) 適正な土地利用への誘導	
① 適正な土地利用への誘導	
② 大規模敷地の有効活用	
(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり	
① 協働型のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進</li> <li>○ 王子駅周辺のまちづくりの促進</li> <li>○ 赤羽駅周辺のまちづくりの促進</li> <li>○ 十条駅周辺のまちづくりの促進</li> <li>○ 東十条駅周辺のまちづくりの促進</li> <li>○ 板橋駅周辺のまちづくりの促進</li> <li>○ 浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進</li> <li>○ 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進</li> </ul>
② 地域特性に応じた拠点の整備	

**④** 基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

**⑤ 北区基本構想**

地域がそれぞれの個性を生かして、安全で快適に暮らせる、うるおいのある都市空間を形成するため、区は、区民とともに地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進します。

**⑥ 重点施策**

★適正な土地利用への誘導  
⇒目指すべき将来都市像に向け、都市基盤との連動によるまちづくりや土地利用転換への適切な誘導を図る。

★大規模敷地の有効活用  
⇒大規模敷地における開発・再編にあたり、周辺環境に配慮した適切な土地利用を誘導する。

★地域特性に応じた拠点の整備  
⇒赤羽駅周辺では、赤羽一丁目市街地再開発の事業化に向けて、地域特性に応じた良好な公共空間等が整備されるよう、また、住民協議会等の活動と整合がとれるよう誘導する。十条駅周辺では、十条駅西口地区市街地再開発組合の設立や埼京線連続立体交差事業の都市計画決定等を受け、にぎわいの拠点としてバランスのとれた市街地形成を進める。王子駅周辺では、新庁舎整備をまちづくりの核とし、駅周辺の土地の高度利用と機能集積と併せ、交通結節機能を強化するとともに、地域資源を活用し、にぎわいと活力あるまちを実現する。田端駅周辺地区では、土地の合理的な高度利用を促進し、にぎわいの拠点として商業・業務系施設の充実を図る。

**区民とともに**

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民、事業者等による主体的な取組みを行う。
- ・町会・自治会等は地域住民等の意見を集約する。
- ・各事業進捗に伴い発生する課題について地域で共有し、解決・改善する。
- ・地域活動を地域住民へ積極的に発信し、新たな参加者を呼び起こす。

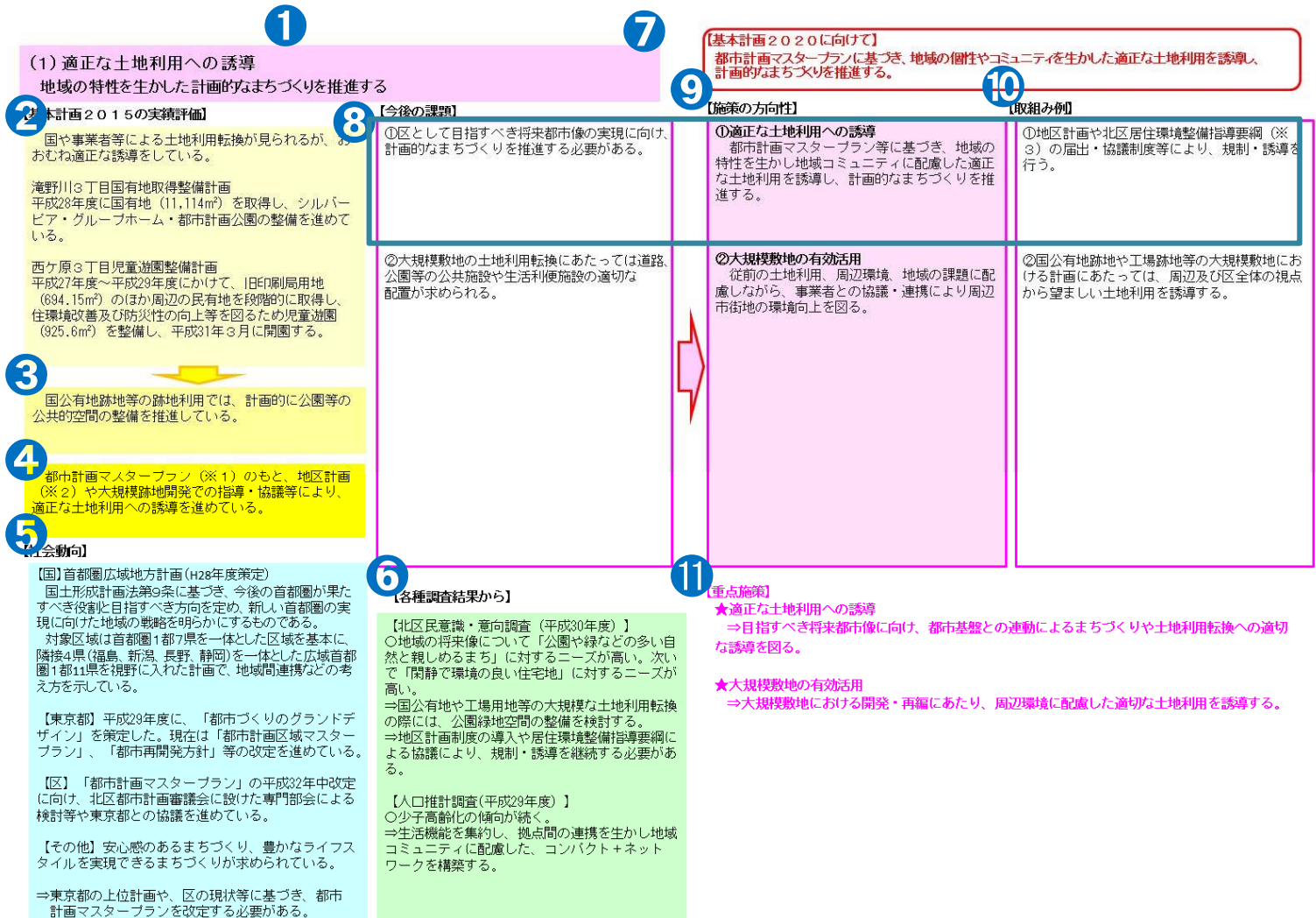
**7**

区（行政）の役割

- ・公共施設や生活利便施設の適切な配置を図るとともに、土地の適正な利用を誘導する。
- ・情報提供や意見聴取を行い、計画への参画を図る。
- ・区民とともに計画の誘導を図り、望ましい土地利用の実現をめざす。
- ・住民協議会等の活動の活性化を図る。
- ・住民協議会等の活動内容を、地域住民へ積極的に発信する。

- 1** 基本構想で定めた3つの「基本目標」(第1～3分野)およびこれを支援するための第4の分野
- 2** 基本目標を実現するための執行体制として定めた25の「政策」
- 3** 政策を実現するための方向性として定めた73の「基本施策」およびその下に連なる「単位施策」
  - ( ) 数字・・・基本施策
  - 数字・・・単位施策 ※表の色が濃い(オレンジ色)のは「基本計画2015」から変更のあった単位施策
- 4** 現行計画において定められている計画事業
  - ・・・基本計画2015において計画事業とされた事業
  - ☆・・・中期計画(H29～H31)において計画事業とされた事業
- 5** 政策の内容に該当する基本構想における記述
- 6** 単位施策のうち、基本計画2020において重点的に取り組むとした施策とその内容
- 7** 施策の目的を達成するために、区民と行政が協働していくうえで必要な「公民それぞれの役割」

# 検討会資料の見方－2



- 1 基本施策名と基本施策の目的(区が目指す姿)
- 2 【単位施策の活動指標】基本計画2015に基づいて区が具体的にやってきた活動(事業)内容。
- 3 【基本施策の成果指標】活動(事業)の成果。基本施策の目的をどれだけ達成できたか。
- 4 【施策評価としての総括】手応え、今後の課題など。
- 5 【社会動向】基本計画2015策定以降に起きた、「単位施策」の方向性を設定するにあたって考慮の材料とした事象
- 6 【各種調査結果から】基本計画2015策定以降に実施したニーズ調査、人口推計調査等から、施策の方向性を設定するにあたって考慮の材料とした調査結果。
- 7 【基本計画2020に向けて】基本計画2020における基本施策全体の方向性について(2020ならではの特色)。
- 8 【今後の課題】基本計画2015の実績評価、社会動向、調査結果から見てきた、現状の課題。
- 9 【施策の方向性】基本計画2020における施策の方向性(○数字は単位施策名)。解決すべき課題への対応。
- 10 【取組み例】基本計画2020における取組み(事業)の一例。(施策の方向性を「目的」とした場合の「手段」)
- 11 【重点施策】単位施策のうち、重点的に取り組むとした施策とその内容。(資料の見方-1の⑥と同じ)